

鹿屋市手話通訳者養成講習会実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市手話通訳者養成講習会実施要綱（令和4年鹿屋市告示第145号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「マスクの着用、手指消毒、検温などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に」を「手指消毒などの感染症予防の取組に」に、「体調が悪い場合や検温で熱が37.5度以上ある場合は」を「体調が悪い場合等は」に、「新型コロナウイルス感染症の拡大状況」を「感染症の拡大状況」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。